

様式例 19 ■ [船橋市民ギャラリー・船橋市茶華道センター]

指定管理者内部評価 評価結果シート

施設名	船橋市民ギャラリー・船橋市茶華道センター
指定管理者	公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社
評価対象年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
所管課	生涯学習部 文化課

総合評価	評価の理由
B	<p>事業計画に基づく評価表の35評価項目中、A評価31項目、B評価3項目、C評価1項目とし、総合評価の基準に基づきB評価とした。</p> <p>職員の接遇力、コミュニケーション能力が高く、安定した安心感を与え利用者等に対応していることや、施設の特徴を活かしたサービスの提供などは評価できる一方、法人の経営に関しては、事業計画どおりの管理運営を行うことは現状で難しいと判断した。早急な改善を要する。</p>

※総合評価は「施設所管課による評価」だけを対象に評価する

※総合評価で評価項目が混在する場合の基準は下記「総合評価の基準」を適用します

総合評価の基準	
S	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 事業計画に基づく評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、事業計画に基づく評価表の評価項目内に一つでもDがある場合

項目別評価状況	
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画どおりに管理運営がなされている
B	概ね事業計画どおりに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおりの管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

品質管理把握状況

各種報告書の提出状況の確認	基本協定書に定めている期日内に確認
現地把握調査	時機に応じて実施
意見交換会の実施	年2回程度実施
利用者アンケート	○団体、個人等利用者を対象に実施 ○イベント来場者、利用者を対象に実施
労働条件チェックシート	確認済
事業報告書提出日	令和4年5月31日
実地調査実施日	令和4年6月1日～令和4年11月25日
ヒアリング実施日	令和4年6月1日～令和4年11月25日

指定管理者による自己評価	記入日	令和4年5月31日
文化課による評価	評価日	令和4年11月30日

<項目別評価表>

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
大項目1. 運営上の基本方針			
小項目1-(1) 管理、運営の基本的な考え方			
施設の設置目的を十分に理解し、安定した管理運営を行っている。	A	A	船橋市民ギャラリー条例第1条に規定のとおり「文化芸術の振興を図り、福祉の増進に資する」及び船橋市茶華道センター条例第1条に規定するとおり「伝統文化の振興を図り、福祉の増進に資する」という設置目的に沿った事業活動方針を公社で規定している。「文化施設を活かした文化事業を行い、地域の文化の普及振興を図り、もって心豊かで明るい市民生活の形成に寄与する事業を行う」こと、また施設の設置目的を踏まえた経営理念、行動指針も規定し、業務遂行していることから「A」評価とした。
小項目1-(2) 文化・芸術の振興や地域の文化支援に関する考え方			
市や文化団体と協力体制を整え、本市の文化・芸術の振興に寄与するものとなっている。	A	A	「船橋市文化振興基本方針」を踏まえて、所蔵作品展の開催や取掛西貝塚国史跡指定を受けた周知など、市の施策に合わせ、各施設を活用した事業を運営することで文化・芸術の振興に寄与しているものと捉え「A」評価とした。
地域の文化団体の支援に寄与するものとなっている。	A	A	地域の文化団体と連携し、伝統文化の分野で各種教室事業を運営している。若手作家支援の観点では、作家と連携した現代アート展の開催や、いけばな教室の後援など、一般の市民文化団体の文化活動の支援に努めていた。今後は更に、市の文化施設や民間の文化団体との連携の場を積極的に増やす取り組みを期待する。

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
大項目2. 業務計画(両施設共通)			
小項目2-(1) 貸出業務に関する考え方			
全利用者に対して公平にサービスを提供している。	A	A	業務マニュアルを整備して、貸出物品などの備品管理を適切に行い、施設利用の円滑化やサービスの公平化に努めていた。
施設の特徴を活かしたサービスを提供している。	A	A	貸出業務に関しては、市民ギャラリーは、効率的に施設を活用するために7日間連続利用希望を優先するなど、利用者のニーズを把握し、調整しながら、抽選会でも適宜対応していることは評価できる。また、茶華道センターは第一和室の舞台なし料金などを設けることで、利用しやすさを考慮したサービスの提供を行っているので、「A」評価とした。
利用者の利用継続・拡大や新規利用に向けて、創意工夫が見られる。	A	A	新たな試みとなる新規講座の開設や、FacebookなどのSNSを活用し、集客増への取り組みを積極的に行っている。コロナ禍での利用者増に向けた企画など、新規事業の運営は難しい面もあると思うが、更なる創意工夫を求め、評価は「A」とした。
小項目2-(2) 施設及び設備・備品の維持、管理に関する考え方			
施設が有する機能及び性能を保つため計画的な維持、管理を行っている。	A	A	職員間で、日頃から利用頻度の高い照明器具や茶道具などの点検業務を徹底するとともに、休館期間である年末年始を利用したパネルの保守点検など、施設の利用時期を考慮し、計画的な管理を行っており「A」評価とした。
安全、快適かつ衛生的に利用できるよう、適切に管理を行っている。	A	A	新型コロナウイルス感染防止対策として、ガイドラインに基づいた衛生管理を行い、施設利用時には団体には個別周知

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
			するとともに、個人の来館者等に対しても確認を怠らず徹底させていることから、評価を「A」とした。
小項目2-(3) 施設を活用した事業実施に対する考え方			
施設特性を踏まえた事業を行っている。	A	A	市民ギャラリーにおいては、年間でも利用頻度の低い8月(夏休み)などの時期を有効活用するために、子供向けのワークショップなどの自主事業を企画し、利用率の向上に努めていた。茶華道センターにおいても、子供を対象とする教室事業は土曜開催にするほか、一般向けの事業も茶道以外にも利用してもらう企画を、利用団体との連携により実現させていた。
小項目2-(4) 利用者や時代のニーズを捉えたサービスの提供に関する考え方			
利用者サービス向上のための創意工夫が見られる。	A	A	事業実施の際は必ずアンケートをとり、利用者のニーズの把握に努めていた。いただいた意見の中でも即改善できるものは対応するなど、自助努力で創意工夫しておこうとする姿勢は見られている。
ニーズの多様化、デジタル技術の活用等時代に合わせたサービスの提供に努めている。	A	A	施設利用の促進につなげるサービス等の取組として、「写真で見ると掛西貝塚展」「千葉ジェッツふなばしBリーグ初優勝記念写真展」を開催した。地元におけるタイムリーな関心事を企画運営したことは評価できた。
大項目2. 業務計画(市民ギャラリー)			
小項目2-(5) 施設利用料改定による利用状況変動に対する具体的な対応策			

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
利用料改定に伴う需要変動を考慮し、具体的な対策を行っている。	A	A	備品等の効率的な利用方法を事前に案内して活用してもらうほか、内規に基づいて、短期間の利用希望の声にも応え、利用者離れを未然に防止する対策を行っていた。
利用率低下の防止に向けた取り組みを行っている。	A	A	「展覧会をやってみよう」など、利用者拡大に向けた新規講座の企画等により、気軽に施設を利用してもらうための取り組みを実施していた。
小項目2-(6) 市所蔵作品を活用した事業の提案			
市が所蔵する美術品を活用した事業を行っている。	A	A	毎年12月に開催している市所蔵作品展や各種関連事業を所管課との連携のもと展開している。
小項目2-(7) その他文化・芸術振興事業の提案			
市民や地域の文化・芸術振興に資する事業を行っている。	A	A	茶道・華道・日本舞踊・囲碁等の文化事業の企画・運営や、地域の人材を活用したボランティア制度等を実施することは評価できた。今後も文化振興推進協議会専門部会への参加を通じ、市内の他の文化施設と連携することで、地域の中での施設の位置づけを認識した文化振興事業への取り組みを期待する。
創作活動に親しむ機会が少ない人へのアプローチとなる事業を行っている。	A	A	「アート体験講座」を開催するなど、創作活動を気軽に体験してみたい人向けの講座を設けている。今後は、創作活動に興味がある人や、施設を利用したことがない人など、講座内容により対象範囲を精査し、利用者ニーズに応えられる魅力的な講座企画となるよう、さらに工夫してほしい。
大項目2. 業務計画(茶華道センター)			
小項目2-(8) 茶室の利用促進に関する具体的な提案			

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
利用料の値下げを活かしつつ、施設特性を踏まえ、利用促進につながる事業を行っている。	A	A	施設の特性を活かして、「茶室開放日」を実施するほか、茶道利用者の稽古での利用促進を図るため、自主事業で多様な教室を開催していることは評価できた。
小項目2-(9) 伝統文化を振興するための事業の提案			
伝統文化の振興に資する事業を行っている。	A	A	「伝統文化の振興を図り、福祉の増進に資する」(船橋市茶華道センター条例第1条)という設置目的に沿った事業活動を行うため、様々な事業を実施している。今後も年齢層や、分野を幅広く捉えて、伝統文化、生活文化、芸術文化など創造・創作に活かす視野、見聞を広める自主事業を企画・運営してほしい。
子どもたちや外国人に向けたアプローチとなる事業を行っている。	A	A	コロナ禍の中、小中学生向けの「子供日本舞踊教室」や「子供茶道教室」を開催するなど、幅広い年代、層で事業を実施していた。今後は、コロナで実施できなかった外国籍の方向けの事業展開や、周知活動をより積極的に行うことを期待する。
大項目3. 収支計画			
小項目3-(1) 施設利用料上限額の変更に対応した実効性の高い収支計画の策定			
施設利用料の改定及び改定に伴う利用変動を見込んだ収支計画を策定している。	A	B	指定管理者事業計画書(提案書)においては、近年の利用率の推移を考慮して利用料の収支計画を策定していたが、法人の大きな収入源がなくなったことから、令和3年度指定管理者収支計算書においては、予算の収支差額が△740万円、決算の収支差額が△12,474,416円で約500万円増額となっ

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
			た。新たな指定管理期間の初年度から収支均衡が図られなかったため「B」評価とする。
小項目3-(2) 安定した管理・運営を行うための適切な収支計画の設定			
過去の実績を踏まえた収支計画を立てている。	A	B	令和2年度指定管理者収支予算の差額は△1,116万円、決算額は△8,038,974円、令和3年度は、予算の収支差額△740万円、決算の収支差額△12,474,416円と、減収額が増加となった。法人の大きな収入源がなくなったことが要因ではあるが、財団の経営状況を踏まえ、当該年度の事業内容や行動計画、事業スケジュールを十分精査して、実効性の高い計画を作成することを求める。
適切な経費積算を行っている。	A	A	物品・消耗品等の購入に際して、近隣事業者を発注先に選定するなど、市内業者の活用を考慮していた。また、茶道教室の運営においては、市内活動団体や、地域で長年にわたり活動する人材を活用するほか、主催事業でのボランティアの活用など、目的と内容に見合った経費の積算を行っていた。
小項目3-(3) コスト意識と経費削減に対する工夫			
管理経費の縮減に関する工夫を行っている。	A	A	備品のき損予防や職員が自ら修繕作業を行う等の対応は、日頃からコスト意識を持ち、管理経費の節減に努めている。また、地元講師やボランティアの活用なども行い、効果的な経費の執行を図っていた。
安定的な管理・運営を実現するため、新たな収入源の確保等に取り組んでいる。	A	A	大型モニターやプロジェクターなど貸出備品の種類を増やして提供すること

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
			で、小規模ではあるが、収入源の確保に取り組んでいた。
大項目4. 事務管理計画			
小項目4-(1) 職員配置及び能力向上に関する取り組み			
適切な業務体制を取っている。	A	A	市民ギャラリー・茶華道センター館長を筆頭に、行政経験、施設管理経験が豊かな人材は適切に配置され、円滑な業務遂行できるシフト体制が組まれている。今後とも、組織内での速やかな情報共有、指示の通りやすい体制整備が継続されることをのぞむ。
職員の能力向上に必要な研修計画を立て、実行している。	A	B	職員の資質向上の観点で接遇マニュアルを規定し、日頃から市民・利用者への対応を徹底していることは自己評価から報告があった。しかしながら、指定管理者事業計画書で掲げられた「毎年テーマを設定した研修の実施」には至らなかった。職員の意欲・能力を向上させる人材育成を行うためにも、今後は研修の場を積極的に設け実行してほしい。
小項目4-(2) 事故防止対策、苦情対応等への取り組み			
事故防止に向けた適切な取り組みを行っている。	A	A	リスクマネジメント規則、災害対策要綱等の事故防止対策にかかる関連規程等を策定し遵守している。 事故防止に向けた取り組みとして、職員による施設の定時巡回や、利用終了後の日常点検、設備及び備品管理を徹底していることは評価できる。
災害時・緊急時の体制が明確になっている。	A	A	「負傷者対応マニュアル」「地震発生時の対応及び避難誘導マニュアル」を作成し、緊急連絡体制を明確にしている。今年度においては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」を

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
			作成して、施設の対応を対外的に周知するとともに、利用団体に対しても対策を徹底していたことは評価できる。
利用者からの要望や苦情に対する対応が適切である。	A	A	苦情を受けた際は速やかに、且つ適切な対応をとるとともに、逐次、市に進捗状況を報告していた。
小項目4-(3) 業務評価に対する考え方			
業務評価の実施方法が適切である。	A	A	当モニタリングの実施により、指定管理者選定時に提示した項目に立ち回り、客観的な視点で成果を評価している。評価項目を双方で確認することで、継続的に改善できる仕組みとして構築できている。
改善方法について具体的な提案を行っている。	A	A	定期的に利用者アンケートを実施することで、和室空きスペースの貸出ロッカーの増設、簡易着替えスペースの確保など、利用者の声から現状を評価し、ニーズに沿った改善の提案を行い、実行に移していた。
大項目5. その他			
小項目5-(1) 団体の事業遂行能力			
指定管理業務を安定的に遂行できるよう、団体として人員体制を取っている。	A	A	正規・委託職員の適正な配置については、組織として安定的かつ円滑な施設運営ができる人員体制がとれていた。
指定管理業務を安定的に遂行できるよう、団体として経営状況を維持している。	A	C	令和3年度から法人の大きな収入源がなくなったことで人員整理を行うなど組織形態の縮小を図っていたが、人件費、管理費の割合が高くなったため、単年度収支はマイナスが継続する状況にある。今後、長期的に安定的な経営を行うための抜本的な経営改善が必要とされる。

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
小項目5-(2) 周辺施設、地域住民との調和			
周辺施設、地域住民との協力体制を整え、事業に取り組んでいる。	A	A	両施設が入るスクエア21ビル管理者と連絡を密にとり、展示パネル移動の日曜夜間の実施や、荷卸し場での利用時間徹底の周知など、ビル管理者や他のテナントに影響ないように調和を図り、管理運営を行っている。
近隣施設、他市同類施設との協力体制を整え、事業に取り組んでいる。	A	A	船橋市文化振興推進協議会専門部会に参加し、市民文化ホールやきらら等の近隣施設、博物館との連携を図り、基本方針に沿った具体的な取組、情報共有に努めている。また、近隣他市の文化施設が加盟する「ちば文化振興ネットワーク協議会」に参加し、事業遂行に関する情報共有を行うなど、協力体制を築いている。